

「社会的養護の課題と将来像」に基づく施策の推進状況について

1 課題と将来像のとりまとめと取組

- 厚生労働省では、平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。
- スピード感をもって、できるものからすぐ実施することとし、平成23年4月から順次、各種実施要綱改正による運用の改善、里親委託ガイドラインの策定、児童福祉施設最低基準の当面の見直し、施設長研修と第三者評価の義務化等のための省令改正等を進めている。平成24年3月には、施設運営指針や社会的養護関係施設第三者評価基準を策定した。
- また、平成24年度予算では、30数年ぶりとなる施設の基本的人員配置の引上げをはじめ、家庭的養護の推進、被虐待児等への支援の充実、自立支援の充実などを盛り込み、措置費の国費分は、893億円（過去最大の対前年度比58億円増）とした。
- 今後とも、課題と将来像に沿って、家庭的養護の推進、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めていく。

2 施設運営指針及び里親等養育指針について(概要)

○平成23年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」では、社会的養護の現状では施設等の運営の質の差が大きいことから、施設運営等の質の向上を図るため、

- ①各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書（指針の解説書）」を作成し、
- ②「自己評価(自己点検)」とともに、外部の目を入れる「第三者評価」を義務づけることとした。

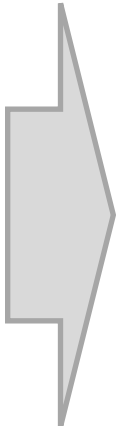
平成23年度に指針を作成し、平成24年度から手引書の作成。順次改定して高めていく。

施設種別毎の「施設運営指針」、及び「里親等養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成

種別毎の「手引書(指針の解説書)」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書(指針の解説書)を作成。



指針等を踏まえ、自己評価と第三者評価を推進し、質を高めていく。(平成24年度から実施)

「自己評価(自己点検)」の推進

- ・各施設で、施設長や基幹的職員(スーパーバイザー)を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・社会福祉共通で任意の第三者評価が行われているが、子どもが施設を選べない措置施設等で、施設長の親権代行もある社会的養護の施設では、質の向上の取り組みとして、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。(平成23年9月省令改正済、24年4月施行)
- ・評価基準の見直しと評価者の研修を行う

3 施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針について

- 第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像など
※「社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針に共通
- 第Ⅱ部各論は、第三者評価基準の評価項目に対応させる構成。
- 各指針は、目指すべき方向であり、第三者評価のA評価の内容に対応。

<指針の基本構成>

第Ⅰ部 総論

1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理
3. 施設の役割と理念
4. 対象児童等
5. 養育、支援等のあり方の基本
6. 施設の将来像

第Ⅱ部 各論

1. 養育、支援等
2. 家族への支援
3. 自立支援計画、記録
4. 権利擁護
5. 事故防止と安全対策
6. 関係機関連携・地域支援
7. 職員の資質向上
8. 施設の運営

○社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益、
- ②すべての子どもを社会全体で育む

○社会的養護の原理

- ①家庭的養護と個別化、
- ②発達の保障と自立支援、
- ③回復を目指した支援、
- ④家族との連携協働、
- ⑤継続的支援と連携アプローチ
- ⑥ライフサイクルを見通した支援

○各指針案の特徴

- ・児童養護施設： 養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
- ・乳児院： 乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
- ・情短施設： 心理治療、児童心理治療施設の通称
- ・児童自立支援施設： 生活環境づくり、生活の中の教育
- ・母子生活支援施設： 入所者支援の充実
- ・里親・ファミリーホーム： 養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

○第Ⅱ部は、施設の指針では、第三者評価のガイドラインの評価項目に対応（児童養護98、乳児院80、情短96、児童自立96、母子施設85項目）

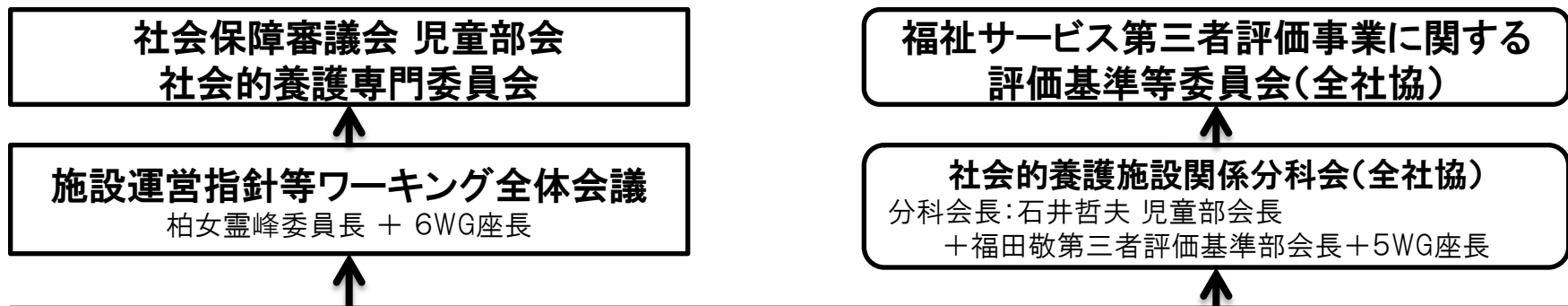
○各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、2万字～2万5千字。

4 指針及び第三者評価基準の検討経過

- 平成23年8月末に6つのワーキングを設置して、12月までに指針案を作成し、1月の社会的養護専門委員会で議論。
- その後、施設関係の5ワーキングで、2月までに、指針各論に対応した第三者評価基準案を作成。指針案も引き続き検討。里親・ファミリーホームWGでは、里親支援のあり方、里親委託ガイドラインの見直しを検討。
- 3月に、第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会の評価基準等委員会で検討した上で、社会的養護専門委員会で議論し、3月29日に、指針及び第三者評価基準を策定。

- ・[児童養護WG] 9/27、10/11、10/25、11/16、11/28、1/26、2/7、2/20(8回)
- ・[情短施設WG] 9/26、10/20、11/8、11/21、1/24、2/13、2/22 (7回)
- ・[母子生活支援施設WG] 9/20、10/18、11/17、11/28、1/30、2/15、2/24 (7回)
- ・[全体会合] 8/30、11/1、3/1 (3回)
- ・[分科会] 11/1、3/1 (2回)
- ・[第三者評価基準等委員会] 3/6
- ・[社会的養護専門委員会] 1/16、3/21
- ・[乳児院WG] 9/28、10/24、11/7、11/29、1/23、2/6、2/21(7回)
- ・[児童自立支援施設WG] 9/13、10/18、11/8、11/22、1/31、2/7、2/15 (7回)
- ・[里親・ファミリーホームWG] 9/30、10/12、10/26、11/14、11/25、1/30、2/14 (7回)

※第三者評価については、平成24年度前半に、評価者研修等を行い、実質的に平成24年度の後半から実施予定。



施設運営指針等ワーキンググループ

◎は座長

- 児童養護施設WG (◎桑原教修、太田一平、菅原ますみ、伊達直利、福田雅章、村瀬嘉代子、渡井さゆり)
- 乳児院WG (◎平田ルリ子、青木紀久代、今田義夫、増沢高、山本朝美、横川哲)
- 情緒障害児短期治療施設WG (◎高田治、青木正博、滝川一廣、竹中哲夫、辻亨、平田美音)
- 児童自立支援施設WG (◎相澤仁、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美)
- 母子生活支援施設WG (◎菅田賢治、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美)
- 里親・ファミリーホームWG (◎星野崇、木ノ内博道、長縄良樹、林浩康、卜蔵康行、宮島清、横堀昌子)

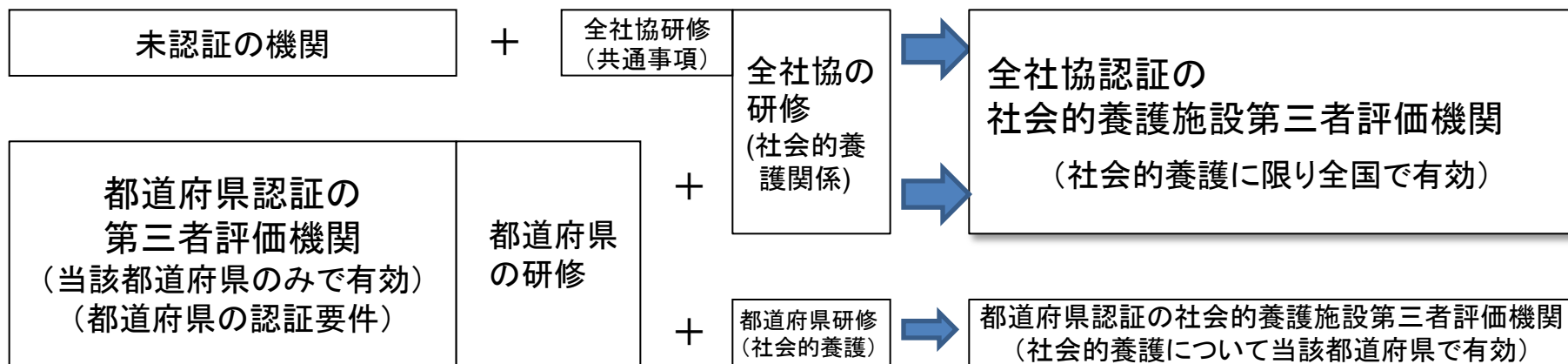
5 社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成16年通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成24年通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3年に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3年で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない

6 社会的養護関係施設の第三者評価機関の認証について

社会的養護関係施設は各地域での数も少なく、また、義務実施に当たり一層質の高い第三者評価が求められることから、当該施設の特質と動向を十分知り、当該施設の評価を多数経験し、当該施設の質の向上に資する取組に意欲を持つ評価機関であることが必要である。このため、既存の第三者評価機関の認証とは別に、社会的養護関係施設の評価機関についての新たな認証を全国共通で行う。



【参考1】施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
第I部 総論	第I部 総論	第I部 総論	第I部 総論	第I部 総論	第I部 総論
1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理					
(1)社会的養護の基本理念 (2)社会的養護の原理 (3)社会的養護の基盤づくり					
3. 児童養護施設の役割と理念	3. 乳児院の役割と理念	3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念 (1) 情緒障害児短期治療施設の役割 (2)情緒障害児短期治療施設の運営理念と「児童心理治療施設」の通称	3. 児童自立支援施設の役割と理念 (1) 児童自立支援施設の目的 (2) 自立支援の主な目標	3. 母子生活支援施設の役割と理念	3. 里親・ファミリーホームの役割と理念 (1) 里親・ファミリーホームの役割 (2) 里親・ファミリーホームの理念
4. 対象児童 (1)子どもの特徴と背景 (2)子どもの年齢等	4. 対象児童 (1)子どもと保護者の特徴と背景 (2)子どもの年齢等	4. 対象児童 (1)子どもの特徴と背景 (2)子どもの年齢等	4. 対象児童 (1)子どもの特徴と背景 (2)子どもの年齢等	4. 利用対象 (1)母子生活支援施設の利用対象と留意事項 (2)母親と子どもの年齢等	4. 対象児童
5. 養育のあり方の基本 (1)関係性の回復をめざして (2)養育のいとなみ (3)養育を担う人の原則 (4)家族と退所者への支援	5. 養育のあり方の基本 (1)養育の基本と原則 (2)養育のいとなみ (3)養育を担う人 (4)家庭・里親への支援 (5)地域支援・地域連携	5. 治療・支援のあり方の基本 (1)基本的な考え方 (2)治療の場といとなみ (3)治療・支援を担う人 (4)家族と退所児童への支援 (5)地域支援・地域連携	5. 支援のあり方の基本 (1)基本的な考え方 (2)保護・養育・教育・心理的ケアのあり方 (3)子どもの支援を担う人 (4)家族と退所者への支援 (5)地域支援・地域連携	5. 支援のあり方の基本 (1)基本的な考え方 (2)支援のあり方 (3)支援を担う人の原則	5. 家庭養護のあり方の基本 (1)基本的な考え方(家庭の要件) (2)家庭養護の養育 (3)地域とのつながりと連携
6. 児童養護施設の将来像 (1)施設の小規模化と施設機能の地域分散化 (2)施設機能の高度化と地域支援	6. 乳児院の将来像 (1)専門的機能、保護者支援・地域支援・子育て支援機能の充実 (2)養育単位の小規模化	6. 情緒障害児短期治療施設の将来像 (1)設置推進と専門的機能の充実 (2)短期入所、通所機能の活用、外来機能の充実	6. 児童自立支援施設の将来像 (1)専門的機能の充実等 (2)相談、通所、アフターケア機能	6. 母子生活支援施設の将来像 (1)入所者支援の充実 (2)広域利用の確保等	6. 里親等の支援

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論
1 養育・支援	1 養育・支援	1 治療・支援	1 支援	1 支援	1 養育・支援
(1)養育・支援の基本 (2)食生活 (3)衣生活 (4)住生活 (5)健康と安全 (6)性に関する教育 (7)自己領域の確保 (8)主体性、自律性を尊重した日常生活 (9)学習・進学支援、就労支援 (10)行動上の問題及び問題状況への対応 (11)心理的ケア (12)継続性とアフターケア	(1)養育・支援の基本 (2)食生活 (3)衣生活 (4)睡眠環境等 (5)発達段階に応じた支援 (6)健康と安全 (7)心理的ケア (8)継続性とアフターケア	(1)治療 (2)生活の中での支援 (3)食生活 (4)衣生活 (5)住生活 (6)健康と安全 (7)性に関する教育 (8)行動上の問題及び問題状況への対応 (9)自主性、主体性を尊重した日常生活 (10)学習支援、進路支援等 (11)継続性とアフターケア (12)通所による支援	(1)支援の基本 (2)食生活 (3)衣生活 (4)住生活 (5)健康と安全 (6)性に関する教育 (7)行動上の問題に対する対応 (8)心理的ケア (9)主体性、自律性を尊重した日常生活 (10)学習支援、進路支援、作業支援等 (11)継続性とアフターケア (12)通所による支援	(1)支援の基本 (2)入所初期の支援 (3)母親への日常生活支援 (4)子どもへの支援 (5)DV被害からの回避・回復 (6)子どもの虐待状況への対応 (7)家族関係への支援 (8)特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援 (9)主体性を尊重した日常生活 (10)就労支援 (11)継続性とアフターケア	(1)養育の開始 (2)「中途からの養育」であることへの理解 (3)家族の暮らし方、約束ごとについての理解 (4)子どもの名前、里親の呼称等 (5)幼稚園や学校、医療機関等との関係 (6)子どもの自己形成 (7)実親との関係 (8)衣食住などの安定した日常生活 (9)実子を含む家族一人一人の理解と協力 (10)子どもの選択の尊重 (11)健康管理と事故発生時の対応 (12)教育の保障と社会性の獲得支援 (13)行動上の問題についての理解と対応 (14)進路選択の支援 (15)委託の解除、解除後の交流 (16)養子縁組
2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援		
(1)家族とのつながり (2)家族に対する支援	(1)家族とのつながり (2)家族に対する支援	(1)家族とのつながり (2)家族に対する支援	(1)家族とのつながり (2)家族に対する支援		
3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	2 自立支援計画、記録	2 自立支援計画と記録
(1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)子どもの養育・支援に関する適切な記録	(1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)子どもの養育・支援に関する適切な記録	(1)自立支援計画の策定 (2)子どもの治療・支援に関する適切な記録	(1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)子どもの支援に関する適切な記録	(1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)母親と子どもの支援に関する適切な記録	(1)自立支援計画 (2)記録と養育状況の報告

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
4 権利擁護 (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもの意向への配慮 (3)入所時の説明等 (4)権利についての説明 (5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (6)被措置児童等虐待対応 (7) 他者の尊重	4 権利擁護 (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)保護者の意向への配慮 (4)入所時の説明等 (5)保護者が意見や苦情を述べやすい環境 (6)被措置児童等虐待対応	4 権利擁護 (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもの意向や主体性への配慮 (3)入所時の説明等 (4)権利についての説明 (5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (6)被措置児童等虐待対応 (7) 他者の尊重	4 権利擁護 (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもの意向や主体性への配慮 (3)入所時の説明等 (4)権利についての説明 (5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (6)被措置児童等虐待対応 (7) 他者の尊重	3 権利擁護 (1)母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)母親と子どもの意向や主体性の配慮 (3)入所時の説明等 (4)母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (5)権利侵害への対応	3 権利擁護 (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもを尊重する姿勢 (3)守秘義務 (4)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (5)体罰の禁止 (6)被措置児童等虐待対応
5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	4 事故防止と安全対策	
6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	5 関係機関連携・地域支援	4 関係機関・地域との連携
(1)関係機関等の連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	(1)関係機関等の連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	(1)関係機関等の連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	(1)関係機関等との連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	(1)関係機関等との連携 (2)地域社会への参加・交流の促進 (3)地域支援	(1)関係機関等との連携 (2)地域との連携
7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	6 職員の資質向上	5 養育の技術向上等
					(1)養育技術の向上 (2)振り返り(自主評価)の実施
8 施設の運営	8 施設運営	8 施設運営	8 施設運営	7 施設運営	
(1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	(1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	(1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	(1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	(1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	

【参考2】施設運営指針・里親養育指針等ワーキンググループ委員

○はWG座長

全体会合座長： 柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授(社会的養護専門委員会委員長)		
児童養護施設WG	○桑原 教修 伊達 直利 太田 一平 福田 雅章 菅原 ますみ 村瀬 嘉代子 渡井 さゆり	全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長 全国児童養護施設協議会研修部長、八楽児童寮施設長 養徳園施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科教授 北翔大学大学院教授 特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長
乳児院WG	○平田 ルリ子 今田 義夫 横川 哲 山本 朝美 青木 紀久代 増沢 高	全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長 全国乳児福祉協議会副会長、日本赤十字社医療センター附属乳児院施設長 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長 全国乳児福祉協議会広報・研修委員会副委員長、小鳩乳児院施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科准教授 子どもの虹情報研修センター研修部長
情緒障害児短期 治療施設WG	○高田 治 辻 亨 平田 美音 青木 正博 滝川 一廣 竹中 哲夫	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長 全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、さざなみ学園施設長 名古屋市くすのき学園施設長 大阪市立児童院施設長 学習院大学文学部教授 日本福祉大学大学院名誉教授
児童自立支援 施設WG	○相澤 仁 豊岡 敬 吉川 正美 野田 正人 田中 康雄	全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長 全国児童自立支援施設協議会副会長、東京都立萩山実務学校施設長 滋賀県立淡海学園 立命館大学産業社会学部教授 北海道大学大学院教育学研究所付属子ども発達臨床研究センター教授
里親・ファミリー ホームWG	○星野 崇 木ノ内 博道 ト蔵 康行 長縄 良樹 林 浩康 宮島 清 横堀 昌子	全国里親会副会長 全国里親会理事 日本ファミリーホーム協議会会長 全国児童家庭支援センター協議会会長、子ども家庭支援センターぎふ・はこぶね施設長 日本女子大学人間社会学部教授 日本社会事業大学専門職大学院准教授 青山学院女子短期大学子ども学科准教授
母子生活支援施設 WG	○菅田 賢治 大澤 正男 芹沢 出 青戸 和喜 森脇 晋 山辺 朗子 湯澤 直美	全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台つばさ荘施設長 全国母子生活支援施設協議会副会長、葛飾区ふたば荘施設長 全国母子生活支援施設協議会制度政策委員長、野菊荘施設長 全国母子生活支援施設協議会研修広報委員長、岡崎市いちょうの家施設長 全国母子生活支援施設協議会総務委員長、白百合パークハイム施設長 龍谷大学社会学部教授 立教大学コミュニティ福祉学部教授